

岐阜県公報

第千八百八十八号
平成十九年十月十六日
(火曜日)

目次

告示

有害興行の指定	(男女参画青少年課)	七二九
有害図書類の指定	(同)	七三〇
道路の区域変更	(道路維持課)	七三〇
道路の供用開始	(同)	七三〇
各務原市の区域内の町の区域及び名称変更	(岐阜振興局)	七三一
各務原市の区域内の町及び字の区域及び名称変更	(同)	七三一
飛驒市の区域内の字の区域変更	(飛驒振興局)	七三二
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	七三二
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課)	七三三
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農業振興課)	七三四
土地改良事業の施行の適当の決定	(農地計画課)	七三七
木曾川地域森林計画の案の縦覧	(林政課)	七三七
揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧	(同)	七三七
長良川地域森林計画の変更案の縦覧	(同)	七三八
宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧	(同)	七三八
飛驒川地域森林計画の変更案の縦覧	(同)	七三八

告示

岐阜県告示第五百九十四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名
映画	ピーター・パンの公式 人が人を愛することのしようもなさ 性教事 私を、イカして! 変態穴覗き 草むらを嗅げ 不倫航海 人妻みだら貝 眠れる美女 ヒルス・ハブ・フェイス	エスビーオー 東映ビデオ 新日本映画 オーピー映画 オーピー映画 ワコ プレジデント	新日本映 新日本映 新日本映 新日本映 新日本映 新日本映 新日本映

2 指定年月日

平成19年10月15日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	マガジン・ウオー・セット	2007. 11月号	株式会社マガジン・マガジン
	漫画英語ナツクルス	2007. 11月号	三ツオン出版(株)
	恋の伝言	2007. 11月1日	藤田出版

2 指定年月日

平成19年10月15日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
県道	可土児岐線	可児市大字羽崎字二町田 二三八番地先から 同市大字同字同 二五〇番三地先まで	別前	七・一 二・八	七・四	
			後	一〇・八 二・二	七・四	

岐阜県告示第五百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
一般国道	二百四十八号	可児市谷迫間字清水五七〇番 一七地先から 同市同字同五五八番 一地先まで	九四・〇	平成一九・〇・一六	平成一九・四・九

岐阜県告示第五百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成十九年十月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	付越知原線	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		中津川市付知町字笠屋七八九六番二地先から 同 市同 町字黒川八五二〇番一六地先まで	A B 後B	四・五 七・〇 七・〇	五三・〇 六一・〇 六一・〇	A及びBに係る図面に示す敷地の区分をい

岐阜県告示第五百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、各務原市の区域内の町及び名称を変更した旨各務原市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域及び名称は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町
テクノプラザ一丁目	須衛町四丁目の一部
テクノプラザ二丁目	須衛町四丁目の一部、各務船山町四丁目の一部
各務船山町二丁目	各務船山町四丁目の一部

この処分は、平成二十年一月四日から効力を生ずる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲示場
岐阜総合庁舎及び各務原市役所
- 二 掲示物
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間
平成十九年十月十六日から
同 年十一月六日まで

岐阜県告示第六百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、各務原市の区域内の町及び字の区域及び名称を変更した旨各務原市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域及び名称は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町及び字
川島河田町二丁目	川島河田町字旭野の一部、川島河田町字西光坊の一部
川島河田町三丁目	川島河田町字旭野の一部、川島竹早町字竹早の一部

この処分は、川島町中央土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲 示 場

岐阜総合庁舎及び各務原市役所

二 掲 示 物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲 示 期 間

平成十九年十月十六日から
同 年十一月六日まで

岐阜県告示第六百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、飛騨市の区域内の字の区域を変更した旨飛騨市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
神岡町大笠字右垣内	神岡町大笠字豆畦の一部
神岡町大笠字大谷	神岡町大笠字から谷の一部
神岡町大笠字小谷口	神岡町大笠字から谷の一部

この処分は、平成十九年十月十六日から効力を生ずる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲 示 場

飛騨総合庁舎及び飛騨市役所

二 掲 示 物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲 示 期 間

平成十九年十月十六日から
同 年十一月六日まで

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年九月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひだ荘川・ふるさと愛林会
- 三 代表者の氏名 三島 篤
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市下鶴飼稲置一六五六番一八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「木の国・山の国」といわれる岐阜県飛騨地域の旧大野郡荘川村、現在は高山市荘川町の「豊かな森林を守り育て活用するとともに、地域活性化に寄与する」という基本的考え方のもとに、地球温暖化対策に貢献する森づくりや健全で多様な森づくりの実践活動や各種調査研究活動等を実施して、この地域の自然環境保全に寄与することを目的にする。そして、特定非営利活動法人の立場からも、高山市荘川町をはじめとする岐阜県下の類似地域の森林・林業、山村地域が抱える諸課題解決の支援活動をするともに、将来ある子供・青少年等に対しても、森林・林業に関する普及啓発活動及び森林文化教育・森林環境教育に対する意識・理解・認識等の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人下呂温泉わくわくプラザ

三代 表 者 の 氏 名 滝 康洋

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市森一二三四番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、広く市民に対して、各種団体のネットワークを活用しながら、市民協働型の「まちづくり」に関する事業を行い、活力ある地域社会作りに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年十月四日

二 届出者の氏名又は名称 日本毛織株式会社

三 建物の名称及び所在地 アビタ各務原店

各務原市鷺沼各務原町八七 一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後九時

（変更後）午前六時から午後十時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年十月四日

二 届出者の氏名又は名称 ユニ一株式会社

三 建物の名称及び所在地

アビタ中津川店

中津川市中津川字直路一四二四番の一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前七時から午後八時
(変更後) 午前七時から午後十時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年十月四日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ美濃加茂店

美濃加茂市野笹町二丁目字紙屋上四一六番 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前六時から午後九時
(変更後) 午前六時から午後十時

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称

本巣郡農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

2 農地売渡信託等事業

3 研修等事業

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日

平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称

飛騨農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

2 農地売渡信託等事業

3 研修等事業

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
陶都信用農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

2 農地売渡信託等事業

3 研修等事業

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
東美濃農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

2 農地売渡信託等事業
3 研修等事業

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
岐阜北農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

2 農地売渡信託等事業

3 研修等事業

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
岐阜市農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

- 1 農地売買等事業
 - 2 農地売渡信託等事業
 - 3 研修等事業
- 三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
各務原市農業協同組合

- 二 農地保有合理化事業の種類
 - 1 農地売買等事業
 - 2 農地売渡信託等事業
 - 3 研修等事業
- 三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
羽島市農業協同組合

- 二 農地保有合理化事業の種類
 - 1 農地売買等事業
 - 2 農地売渡信託等事業
 - 3 研修等事業
- 三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
めぐみの農業協同組合

- 二 農地保有合理化事業の種類
 - 1 農地売買等事業
 - 2 農地売渡信託等事業
 - 3 研修等事業
- 三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十九年八月二十二日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称
いび川農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

2 農地売渡信託等事業

3 研修等事業

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日

平成十九年八月二十二日

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下 呂 市	川西北部二期地区	下呂市役所 萩原庁舎	平成一九・一〇・一六から 一九・一一・一三まで

木曾川地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所

岐阜県林政部林政課

岐阜県可茂農林事務所林業課

岐阜県東濃農林事務所林業課

岐阜県恵那農林事務所林業課

平成一九・一〇・一六から
一九・一一・一五まで

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所

岐阜県林政部林政課

岐阜県岐阜農林事務所林業課

岐阜県西濃農林事務所林業課

岐阜県揖斐農林事務所林業課

平成一九・一〇・一六から
一九・一一・一五まで

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県林政部林政課
岐阜県岐阜農林事務所林業課
岐阜県中濃農林事務所林業課
岐阜県郡上農林事務所林業課

平成一九・一〇・一六から
同 一一・一五まで

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所 縦覧期間

平成十九年十月十六日印刷
平成十九年十月十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

岐阜県林政部林政課
岐阜県飛騨農林事務所林業課

平成一九・一〇・一六から
同 一一・一五まで

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十九年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県林政部林政課
岐阜県可茂農林事務所林業課
岐阜県下呂農林事務所林業課

平成一九・一〇・一六から
同 一一・一五まで

縦覧場所 縦覧期間

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）